

要望事項	番号	防衛省からの回答等結果	アンケート結果 (全国合計)	配置予定技術者を早期に選定できた	取組みにあたり社内・社外の準備ができた	案件を選定する時間が確保できた	書類の精度を高める事ができた	十分な見積期間を確保できた	計画的に見積業務担当者を配置できた	見積の精度が向上した	緩和により配置予定技術者の候補者が増えた			その他	
1 契約制度・契約手続きに係る要望について	(1) 発注予定情報等の公表時期及び公表内容について	工事発注見通しの早期公表、発注見通しに掲載している情報（工事規模（金額）、工事内容、工期、技術者の資格要件など）の具体化、情報更新の頻度、変更情報の都度更新など、発注予定情報の提供方法について、改善を要望します。	発注見通しは1か月ほど前倒して、前年度3月に早期に公表した。	Q1 158 179 27 0% 50% 100% ■効果有り ■やや効果有り ■効果無し	48	67	77							4	
		令和7年度の発注見通しから、複数の工事目的物がある場合は、施設毎に施設概要を記載するなど掲載情報の具体化を行っている。	Q2 176 173 18 0% 50% 100% ■効果有り ■やや効果有り ■効果無し	31	62	65									5
		発注見通しの更新は四半期毎を基本としているが、入札不調等による情報更新は都度（1回/月程度の頻度で）更新している。	Q3 148 145 18 0% 50% 100% ■効果有り ■やや効果有り ■効果無し	25	55	54									5
		発注見通し・公告については、協会HP会員専用ページを1日2回更新情報を発信している。	Q4 133 140 26 0% 50% 100% ■効果有り ■やや効果有り ■効果無し	20	43	48									4
	(2) 入札手続き期間及び申請資料等について	入札公告から開札までの入札手続き期間の延長、技術提案書等提出資料の簡素化、応札機会を増やすための公告時期の平準化、長期休暇を鑑みた応札スケジュール、公告資料の充実等、働き方改革を踏まえ、入札制度の改善を要望します。	提出期限延長の文書を発出済み。 (防整建第4069号 R7.2.26) ・（基準額以上）申請書等の提出期限 20日間⇒30日間 ・（基準額未満）申請書等の提出期限 15～20日間⇒10～30日間 ・質問書の提出は、入札書期限 8日前⇒13日前	Q5 154 146 8 0% 50% 100% ■効果有り ■やや効果有り ■効果無し			50	39	49						3
		技術提案書の簡素化について文書を発出済み。(防整建第4069号 R7.2.26) ・（基準額以上）提案枚数 1工事1or2課題 1課題提案数5つA4にて5枚 ⇒1課題提案数3つA4にて3枚 ・（基準額未満）提案型 1工事1課題 1課題提案数5つA4にて5枚 ⇒1課題提案数3つA4にて3枚	Q6 100 136 6 0% 50% 100% ■効果有り ■やや効果有り ■効果無し						23	23					0
		極力、大型連休を避けたスケジュールを心掛けているが、事案件数の増加により、やむを得ず大型連休中の開札日程が生じることもある。	Q7 51 150 25 0% 50% 100% ■効果有り ■やや効果有り ■効果無し								28				12
	(3) 入札参加資格要件（企業及び技術者に求める実績等）について	企業や配置予定技術者に求める施工実績の更なる緩和、監理技術者の兼任規定の緩和、配置予定技術者の実績における従事期間の緩和、監理技術者の実績に則した専任期間の柔軟な運用等、入札参加資格要件の緩和について、改善を要望します。	監理技術者等の配置予定技術者の要件については、令和5年11月15日に公告する工事から、受注企業の支援を前提に監理技術者等に求める経験を大幅に緩和し、施工規模等は求めないこととしている。	Q8 248 99 1 0% 50% 100% ■効果有り ■やや効果有り ■効果無し								83			6
		建設工事請負契約における総合評価落札方式に係る監理技術者等の参加要件の緩和について（防整施第1807号。R7.1.31） 「監理技術者の従事期間の要件を1/2以上に」に緩和	Q9 215 106 32 0% 50% 100% ■効果有り ■やや効果有り ■効果無し									73			5
要望事項	番号	防衛省からの回答等結果	アンケート結果 (全国合計)	配置予定技術者を早期に選定できた	会社の事業計画に反映することができた	技術提案諸島に反映することができた	技術提案書の精度を高めることができた	事業規模・スケジュールを詳細に把握できた						その他	
2 ECI方式の発注に係る要望について	ECI方式の発注においては、年度発注件数の平準化や基地毎、駐屯地毎の発注時期の提示に加え、工区分け等による発注規模、長期工期の抑制、工事概要明確化、技術提案の標準案提示、業務費の積算基準の公表、詳細な二次資料の配布・配布時期の早期化、入札参加条件の一部緩和など受注者の工事参入障壁を低減させる発注の方法について、改善を要望します。	全体事業期間及び事業規模金額については、今年度発注より詳細な公表を行う。既存施設配置図、工事フェーズ等はより詳細な情報を提示する予定であるが、機密情報もあることから、公告時ではなく2次配布資料での提示となる。	Q10 21 80 30 0% 50% 100% ■効果有り ■やや効果有り ■効果無し	7	27									5	
		入札公告時に標準案を示すことは難しいが、「発注者が求める技術協力案の基本的な考え方」や「技術協力業務の業務フロー」などを整理し、防衛省のホームページに掲載するとともに、特記仕様書にも記載する。	Q11 22 97 10 0% 50% 100% ■効果有り ■やや効果有り ■効果無し	5	24										7
		既存施設配置図や工事フェーズ図など、より詳細な情報を記載した二次配布資料の配布することとする。	Q12 39 99 16 0% 50% 100% ■効果有り ■やや効果有り ■効果無し				14	22							5

防衛省との意見交換会（要望結果）についてのアンケート集計結果 ゼネコン編

3	建設工事の発注に係る要望について	要望事項	番号	防衛省からの回答等結果	アンケート結果 (全国合計)	十分な工期を確保できた	社内の働き方改革に寄与することができた	工期遅延リスクを回避できた	事後精査での対応を受けることができた	十分な見積期間を確保できた	計画的に見積業務担当者を配置できた	入札前交付によって案件参加意欲が高まった	見積精度が向上した	価格上昇に伴うリスクを回避できた	設計変更を含め納得できる金額で契約できた	その他		
																	Q13	Q14
	(1) 工期設定について	働き方改革の対応や技術者不足、ゲリラ豪雨等の異常気象など、昨今、工期に影響を及ぼす様々な事象があり、十分な工事期間の確保が必要となっております。このことから、週休二日制（土日閉所）の取り組みを踏まえた工期設定、入札申請期間を含めた工期設定、工事着手時期の変更や異常気象に伴う遅延を見込んだ工期設定など、適切な工期設定の改善を要望します。	Q13	原則、「現場閉所型」を適用しているが、部隊の運用上、工期の制約が厳しい工事については、「現場非閉所型」を適用している。		18	32									8		
			Q14	異常気象等に伴う工程遅延については、事後精査で対応する考えである。				29	15									9
	(2) 見積活用方式について	発注者側の積算価格と実勢価格との乖離がある工種・製品が多くある工事においては、入札参加の意欲が低下する場合があります。防衛省の発注において、見積活用方式を採用することは、入札参加意欲を向上させ、大変意義のある施策だと考えております。その上で、見積提出期間の延長、見積活用対象工種の拡大、入札前見積活用単価の公表など、見積活用方式の運用について、改善を要望します。	Q15	見積提出までの期限の設定について、見積活用を適用する単価等の項目数に応じて、入札公告から提出期限までの期間を十分に確保するよう各局に周知した。						38	21					5		
			Q16	見積活用方式により算出した単価の公表については、令和7年1月17日付文書において入札前に交付することを規定						21	0	16	31					9
	(3) 標準図活用方式について	標準図活用方式による発注においては、建物の種類によっては当初図面で算出した工事費と、設計完了後の図面で算出した工事費で大きな乖離があるなど、様々な面で当初想定と異なる点が出てくるため、事前の計画を立てるのが困難となっております。このことから、標準図活用方式での発注は極力避けることとし、実施設計が完了した後の設計図面による発注を要望します。なお、標準図活用方式で発注する場合においては、見積活用方式の採用、設計完了後の図面・資料の速やかな提示、設計完了後から工事着手までの十分な協議期間・確認期間の確保等の改善を要望します。	Q17	『令和6年度自衛隊施設整備において 設計費等と工事費を同一年度に予算計上している工事の積算等』のとおり、本年9月27日付けで各局等へ通知を発出している。標準図活用方式で発注し契約締結後に設計が完了すると、変更契約することとなるが、他の工事と同様に変更工事の積算を行い、当初の単価と受注者の実勢単価との乖離がある場合、妥当性が確認できれば見積価格を採用することが出来るものとする。この適用は本年10月1日以降の入札公告を行うものとする。来年度以降も同様に整備で急ぐ事業があつて標準図活用方式で発注せざるを得ない場合、同発注方式になると考えている。										17	17	9		
	(4) 設計変更、工事一時中止への対応等について	設計変更、工事一時中止等の対応において、以下の事項について改善を要望します。 ① 設計変更（スライド、遠隔地の労働者確保への対応含む） ・ 設計変更期間の確保 ・ 変更内容の情報提供の早期化 ・ 設計変更時の単価採用方法 ・ スライド条項の適切な運用 ・ 遠隔地の労働者確保に伴う請負代金額の変更及び工期変更 ・ 工期延長時の共通仮設費等の増額変更等 ② 工事一時中止 ・ 協力業者の従事状況に合わせた柔軟な工期延長の対応 ・ 工事一時中止及び解除時期の情報提供の迅速化 ・ 工事中止期間中の諸費用の計上等	Q18	設計変更時の単価採用方法について、積算基準の規定に基づき新たに追加された項目の場合は設計変更時の単価及び価格を適用することとしている。										24	29	11		
			Q19	「遠隔地からの労働者確保に要する費用等計上に係る対象工事の拡大について」で説明したとおり、離島・僻地以外でも費用を計上できるように対象工事の拡大に係る改正を実施する。											17	16	9	
			Q20	工期延長時の共通仮設費等の変更について、仮囲い・敷鉄板等は指定仮設として費用を積上げにより計上し、期間が延長した場合は、延長分を適切に精算しているものと理解している。												19	27	9
			Q21	工事中止期間中の諸費用の計上について、経費の計上は当然であるが、体制等については、あらかじめ計画書を提出していただき、受発注者で確認して取り決めることとしている。増分費用については、その内容に基づき、協議の上、積算することになるものと認識している。												19	20	6
			Q22	発注者側のワンデーレスポンスの取り組みの徹底については、今後、教育・指導をしっかりと取り組んでいく。発注者側の対応に時間を要している場合は現場代理人から直接、課長や課長補佐級の職員に相談していただきたい。工事関係書類を必要最低限に簡素化（スリム化）したので、ホームページにて確認していただきたい。														